



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*77 和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則
(子ども未来課)

規 則

和歌山県規則第77号

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則を次のように定める。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）及び和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年和歌山県条例第87号。以下「条例」という。）の規定に基づき、認定こども園の認定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第4条第1項の規定による認定の申請は、認定こども園認定申請書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の認定こども園認定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- (2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- (3) 施設の整備の基準を満たすことを証する書類
- (4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- (5) 教育及び保育に関する計画
- (6) 子育て支援事業の実施に関する計画
- (7) 管理運営等に関する書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

(認定の有効期間及び更新の申請)

第3条 法第5条第1項に規定する認定の有効期間は、認定の日から起算して5年とする。ただし、知事は、地域における保育の需要の状況等を考慮して5年未満の期間とするこ

とができる。

2 法第5条第2項の規定による認定の有効期間の更新の申請は、認定こども園認定有効期間更新申請書（別記第2号様式）により行わなければならない。

3 前項の認定こども園認定有効期間更新申請書には、当該認定の有効期間の更新に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第4条 法第7条第1項の規定による変更の届出は、認定こども園変更届出書（別記第3号様式）により行わなければならない。

2 前項の認定こども園変更届出書には、当該変更に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第5条 省令第6条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 条例第2条第1号イに該当する幼保連携型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数
- (2) 条例第2条第2号アに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数
- (3) 条例第2条第2号イ（イ）に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数
- (4) 条例第2条第4号に規定する地方裁量型認定こども園 当該認定こども園である認可外保育施設の入所定員のうち満3歳以上の幼児の数に100分の5を乗じて得た数（報告の徴収）

第6条 省令第7条の知事の定める日は、5月31日とする。

2 省令第7条第2号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の配置に関する事。
- (2) 職員の資格に関する事。
- (3) 施設の整備に関する事。

3 省令第7条第3号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育及び保育に関する事。
- (2) 子育て支援事業に関する事。
- (3) 管理運営等に関する事。

4 法第8条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書（別記第4号様式）により行わなければならない。

い。

5 前項の認定こども園運営状況報告書には、認定こども園の運営に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第7条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の30日前までに、認定こども園廃止届出書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(教育及び保育の内容)

第8条 条例別表第4項の規則で定める事項は、知事が別に定める次に掲げる内容に則したものとする。

- (1) 教育及び保育の基本及び目標
- (2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
- (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
- (4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成
- (5) 日々の教育及び保育の指導における留意点
- (6) 小学校教育との連携

(保育者の資質の向上)

第9条 条例別表第5項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自ら資質の向上に努めること。
- (2) 午睡の時間の活用、非常勤職員の配置等の様々な工夫を行うことにより、日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等に必要な時間を確保すること。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者、保育士の資格を有する者その他の認定こども園に従事する職員の相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園の多様な機能の充実を図るため、当該認定こども園の内外における研修の機会を確保できるよう、研修計画を作成し、及び実施すること。
- (5) 認定こども園の長は、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。

(子育て支援)

第10条 条例別表第6項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子どもを育てる能力の向上を積極的に支援すること。
- (2) 保護者の利用しやすい体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者の子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性と資質の向上を図ること。
- (4) 地域の子育てを支援する多様な機関、団体等と連携す

る等様々な地域の人材や社会資源を活用すること。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

和歌山県知事

様

申請者 住所
氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 4 条第 1 項の規定により認定こども園の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

認定こども園の名称						
既存の施設 (認定後本拠 となる施設を 左側に記載す る。)	名 称					
	郵便番号					
	所在地					
	電話番号					
	ファックス番号					
	電子メールアドレス					
	施設の種別					
	定員 (現員)	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
認定こども園の長の氏名						
施設において 保育する 子どもの人 数	児童福祉法 第 39 条第 1 項に規定す る子ども (保育に欠 ける子ど も)	乳児 (満 1 歳未満)	人	児童福祉法 第 39 条第 1 項に規定す る子ども以 外の子ども (保育に欠 けない子ど も)	乳児 (満 1 歳未満)	人
		幼児 (満 3 歳未満)	人	幼児 (満 3 歳未満)	人	
		幼児 (満 3 歳以上)	人	幼児 (満 3 歳以上)	人	
認可保育所部分の認 可定員の弾力的運用 の有無	有 ・ 無		事業開始予定 年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設の整備の基準を満たすことを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 5 教育及び保育に関する計画
- 6 子育て支援事業の実施に関する計画
- 7 管理運営等に関する書類
- 8 その他知事が必要と認める書類

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定有効期間更新申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 5 条第 2 項の規定により認定こども園の認定の有効期間を更新したいので、下記のとおり申請します。

記

認定こども園の名称		認定こども園の長の氏名				
既存の施設 (認定後本拠となる施設を左側に記載する。)	名 称					
	郵 便 番 号					
	所 在 地					
	電 話 番 号					
	ファックス番号					
	電子メールアドレス					
	施設の種類別					
前回認定を受けた日		年 月 日				
保育の実施に対する需要の状況						
施設において保育する子どもの人数	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する子ども (保育に欠ける子ども)	乳児 (満 1 歳未満)	人	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する子ども以外子ども (保育に欠けない子ども)	乳児 (満 1 歳未満)	人
		幼児 (満 3 歳未満)	人		幼児 (満 3 歳未満)	人
		幼児 (満 3 歳以上)	人		幼児 (満 3 歳以上)	人

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 4 条第 1 項各号に掲げる事項等について変更したいので、同法第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

認定こども園の名称	
郵便番号	
所在地	
電話番号	
ファックス番号	
電子メールアドレス	
施設の種別	

2 変更事項

変更しようとする事項	変更前	変更後

3 変更しようとする理由

4 変更予定年月日

添付書類
変更の内容が分かる書類

別記第 4 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 8 条第 1 項の規定により認定こども園の運営状況について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

認定こども園の名称			
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
	ファックス番号		
	電子メールアドレス		
	施設の種別		
認定こども園の長の氏名		事業開始年月日	年 月 日

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことが確認できる書類
- 2 職員の資格の基準を満たすことが確認できる書類
- 3 施設の整備の基準を満たすことが確認できる書類
- 4 教育及び保育の状況が確認できる書類
- 5 子育て支援事業の実施状況が確認できる書類
- 6 管理運営等の状況が確認できる書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

別記第 5 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園廃止届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項（第 2 項）の規定により認定を受けた下記の認定こども園を廃止したいので、和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則（平成 18 年和歌山県規則第 77 号）第 7 条の規定により届け出ます。

記

認定こども園の名称	認定を受けた日	年 月 日
郵便番号		
所在地		
電話番号		
ファックス番号		
電子メールアドレス		
廃止しようとする理由		
入園（所）している子どもの措置		
廃止予定年月日	年 月 日	